

資料 4

吉川市手話言語条例

令和元年12月14日

吉川市条例第14号

手話は、音声言語とは異なる言語であり、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語です。

ろう者は、物事を考え、コミュニケーションを図り、お互いの気持ちを理解し合うために、また知識を蓄え、文化を創造するために必要な言語として、手話を大切に育んできました。ろう者にとって、手話はかけがえのないものであり、生きていくための大切な言語です。

しかし、これまで手話が言語として認められてこなかったことや手話を使用する環境が整えられてこなかったことから、ろう者は、多くの不便や不安を感じながら生活していた歴史があります。

ここに私たちは、手話は言語であるとの認識に基づき、手話の理解と広がりをもって、ろう者とろう者以外の者が互いの言語を尊重し合い、意思疎通を図り、誰もが安心して暮らすことができる吉川市を目指し、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解及び手話の普及の促進並びに手話を使用しやすい環境の整備に関し基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって、すべての市民が共生することのできる地域社会の実現に寄与することを目的とします。

(基本理念)

第2条 言語である手話は、意思疎通の手段として一方的なものではなく、市民相互に必要な言語として尊重されなければなりません。

(市の責務)

第3条 市は、第1条の目的を達成するために前条の基本理念にのっとり、手話に対する理解及び手話の普及の促進を図るとともに、手話を使用しやすい環境を整備するために必要な施策を講ずるものとします。

(市民の役割)

第4条 市民は、第2条の基本理念に対する理解を深めるとともに、市の推進する施策に協力するよう努めるものとします。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、第2条の基本理念に対する理解を深めるとともに、市の推進する施策に協力し、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、及び働きやすい環境を整備するよう努めるものとします。

(施策の推進)

第6条 市は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に規定する障害者のための施策に関する基本的な計画において、次に掲げる施策について定め、これを総合的かつ計画的に実施するものとします。

- (1) 手話に対する理解及び手話の普及を促進するための施策
- (2) 手話による情報の提供及び取得に関する施策
- (3) 手話を使用しやすい環境の整備に関する施策
- (4) 手話通訳者の確保及び養成その他手話による意思疎通支援に関する施策
- (5) 手話を学ぶ機会の確保に関する施策
- (6) 災害時における情報の提供及び取得並びに意思疎通支援に関する施策
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策

2 市は、前項各号に掲げる施策を実施するときは、ろう者その他の関係者の意見を聴くよう努めるものとします。

(学校等における手話の理解等)

第7条 市は、学校、保育所等の活動において、手話を学ぶ機会及び手話に触れる機会の確保に努め、手話に対する理解及び手話の普及の促進に努めるものとします。

(財政上の措置)

第8条 市は、第6条第1項各号に掲げる施策及び前条に規定する取組を実施するために必要な財政上の措置を講ずるものとします。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行します。